



# 熊本県公報

号外第 9 号

平成 22 年 3 月 31 日(水)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則… (障害者支援総室)	1
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則… (団体支援総室)	3
○熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則… (人事課)	3
○熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則… (社会福祉課)	3
○熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則… (環境政策課)	4
○熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則… (障害者支援総室)	28
○熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則… (健康危機管理課)	30
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則… (税務課)	31
○熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則… ( // )	32
○熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則… (企業立地課)	32
○熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則… (住宅課)	33
<b>告 示</b>	
○熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程… (危機管理・防災消防総室)	64
○熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正… (都市計画課)	64
○熊本県と熊本市との間の児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の委託に関する規約… (少子化対策課)	65
○熊本県と熊本市との間の児童自立支援施設において行う児童の自立支援に関する事務の委託に関する規約… ( // )	65
<b>訓 令</b>	
○熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令… (管理調達課)	66
○熊本県災害情報連絡本部規程の一部を改正する訓令… (危機管理・防災消防総室)	67
○熊本県税条例事務取扱規程の一部を改正する訓令… (税務課)	68
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令… (熊本県災害対策本部)	68
○熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令… (福利厚生課)	68
○熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令… ( // )	68
○熊本県企業局文書規程の一部を改定する規程… (企業局総務経営課)	69
○熊本県病院局文書規程の一部を改定する規程… (病院局総務経営課)	69
○熊本県議会事務局文書規程の一部を改正する訓令… (議会事務局)	69
○熊本県議会公印規程の一部を改正する訓令… ( // )	69

## 規 則

熊本県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 22 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 2 1 号

熊本県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県障害者自立支援法施行細則 (平成 18 年熊本県規則第 4 2 号) の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中「自立支援医療費 (育成医療) 意見書」を「自立支援医療 (育成医療) 意見書」に改め、「 (071) 小腸機能障害」の次に「 (076) 肝臓機能障害」を加え、同様式 (裏) 中「 (3) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能」を「 (3) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 肝臓の機能」に改める。

別記第 5 号様式中

受診を希望する指定 自立支援医療機関 (薬局・訪問看護事業 者を含む)	医療機関名	所在地・電話番号	
現在の受給者番号及 び有効期限 ※ 8	(番号)	(有効期限) 平成 年 月 日	精神障害者保健 福祉手帳番号
			備考

を

受診を希望する指定 自立支援医療機関 (薬局・訪問看護事業 者を含む。) ※ 8	医療機関名	所在地・電話番号	
現在の受給者番号及 び有効期限 ※ 9	(番号)	(有効期限) 平成 年 月 日	精神障害者保健 福祉手帳番号
			備考
治療方針の変更 ※ 1 0	有 ・ 無	診断書の添 付 ※ 1 1	有 ・ 無

に、

- 「に記入」を「に記入する」に、「を記入」を「を記入する」に、  
 「※ 8 継続・再申請・変更の方のみ記入。」を  
 「※ 8 院外処方の場合は、薬局名も記入する。  
 ※ 9 継続・再申請・変更の方のみ記入。  
 ※ 1 0 継続申請（診断書の提出が 2 年目のことをいう。）の方のみ記入する。  
 ※ 1 1 前年度（1 年目）の申請書に係る診断書（写）の添付状況に○をする。」

受給者番号	
-------	--

を

受給者番号	
診断書の提出	医療用（1 年目）・医療用（2 年目）・手帳用（1 年目）・手 帳用（2 年目）・手帳で新規

に

改める。  
 別記第 6 号様式中「自立支援医療費の意見書（精神通院医療用）」を「自立支援医療（精  
 神通院医療）意見書」に改める。

- 別記第 9 号様式その 1 中「自立医療」を「自立支援医療」に、
- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 「 ( 1 ) 眼科に関する医療  | ( 8 ) 心臓脈管外科に関する医療 |
| ( 2 ) 耳鼻咽喉科に関する医療 | ( 9 ) 腎臓に関する医療     |
| ( 3 ) 口腔に関する医療    | ( 1 0 ) 腎移植に関する医療  |
| ( 4 ) 整形外科に関する医療  | ( 1 1 ) 小腸に関する医療   |
| ( 5 ) 形成外科に関する医療  | ( 1 2 ) 歯科矯正に関する医療 |
| ( 6 ) 中枢神経に関する医療  | ( 1 3 ) 免疫に関する医療   |
| ( 7 ) 脳神経外科に関する医療 | ( 1 4 ) 小児外科に関する医療 |
- 「 ( 1 ) 眼科に関する医療 ( 9 ) 心臓移植に関する医療  
 ( 2 ) 耳鼻咽喉科に関する医療 ( 1 0 ) 腎臓に関する医療  
 ( 3 ) 口腔に関する医療 ( 1 1 ) 腎移植に関する医療  
 ( 4 ) 整形外科に関する医療 ( 1 2 ) 小腸に関する医療  
 ( 5 ) 形成外科に関する医療 ( 1 3 ) 肝臓移植に関する医療  
 ( 6 ) 中枢神経に関する医療 ( 1 4 ) 歯科矯正に関する医療

を

に改める。

- (7) 脳神経外科に関する医療 (15) 免疫に関する医療
- (8) 心臓脈管外科に関する医療 (16) 小児外科に関する医療

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別記第2号様式の改正規定（「自立支援医療費（育成医療）意見書」を「自立支援医療（育成医療）意見書」に改める部分に限る。）、別記第6号様式の改正規定及び別記第9号様式その1の改正規定（「自立医療」を「自立支援医療」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県障害者自立支援法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の熊本県障害者自立支援法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第22号**

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和31年熊本県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「第11条の31第1項第1号」を「第11条の31第1項第2号」に、「第7条第1項」を「第11条の9第1項」に、「農地保有合理化事業規程」を「農地利用集積円滑化事業規程」に改める。

別記第14号様式中「第7条第1項」を「第11条の9第1項」に、「農地保有合理化事業規程」を「農地利用集積円滑化事業規程」に、「第11条の31第1項第1号」を「第11条の31第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第23号**

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和37年熊本県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に掲げる」を削り、「当該各号」を「次」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 交通を遮断することなく行う道路の維持補修等の作業

(2) 前号の作業の補助

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第24号**

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

熊本県生活保護法施行細則（昭和45年熊本県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第26条第1項」を「第26条」に改める。

第5条第3項第5号中「扶養義務申告書」を「扶養義務者申告書」に改める。

第6条第1項中「保護停止（廃止）通知書」を「保護停止（廃止）決定通知書」に改める。

第7条中「第22号様式」を「別記第22号様式」に改める。

第9条第2項中「保護施設入所（利用）養護委託書」を「保護施設入所（利用）・養護委託書」に改め、同条第4項中「保護停止（廃止）通知書」を「保護停止（廃止）決定通知書」に改める。

第13条第2項中「規定」を「認可」に改める。

第19条第2項中「保護施設休止（廃止）認可申請書」を「保護施設休止（廃止）時期認可申請書」に改める。

別記第11号様式中「第5条第3項」を「熊本県生活保護法施行細則第5条第3項」に改める。

別記第12号様式中「年令」を「年齢」に、「行なう」を「行う」に、「第19条第7項第1号」を「第19条第7項第2号」に改める。

別記第22号様式中「法第27条」を「同法第27条第1項」に、「必ず」を「必ず」に、「法第62条第3項」を「生活保護法第62条第3項」に、「行なう」を「行う」に、「同法第62条」を「生活保護法第62条」に、「第30条第1項但書」を「第30条第1項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護」に、

「4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」

「4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」

5 第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

改める。別記第24号様式中「検診者」を「検診書」に改める。

別記第25号様式中「たいする」を「対する」に、「請求により直接」を「請求書は、」に、「請求して」を「直接送付して」に改める。

別記第31号様式中「、法」を「、同法」に、「年令」を「年齢」に改める。

別記第33号様式中「介助扶助」を「介護扶助」に改める。

別記第44号様式中「保護施設休止（廃止）認可申請書」を「保護施設休止（廃止）時期認可申請書」に改め、「規定により」の次に「休止又は廃止の時期の」を加える。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の熊本県生活保護法施行細則（以下「旧規則」という。）第7条の規定により交付された指導指示書は、この規則による改正後の熊本県生活保護法施行細則（以下「新規則」という。）第7条の規定により交付された指導指示書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第25号**

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(再生可能エネルギー)

第3条 条例第2条第7号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 水力

(2) 地熱

(3) 太陽熱

(4) 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前2号に掲げるものを除く。）

(5) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料（その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含む。）をいう。次号において同じ。）以外のもをいう。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、エネルギー源として利用することができるもの（化石燃料及び原子力を除く。）のうち、永続的に利用できると認められるものであって、知事が別に定めるもの

(催し等の規模)

第4条 条例第16条第1項の規則で定めるものは、県内において期間及び場所を限定して開催される講演会、競技会その他の催し又は会議であって、1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが1,000人以上であるもの（運動会、文化祭、入学式、卒業式その他の学校の行事、冠婚葬祭、祭礼及び政治活動を目的としたものを除く。）とする。

(特定事業者)

第5条 条例第17条第1項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれかに

該当する者とす。設置しては、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

(1) 県内に事業所を有する事業者（事業者がその事業所を有する者）及び、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。そのうち、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものが1,500キロワット以上であるものは、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

(2) 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

第6条 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

第7条 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

第8条 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

第9条 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

(1) 事業活動を廃止したことを理由とする。

(2) 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

第10条 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

第11条 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

第12条 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

(1) インターネットの利用

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

第13条 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

第14条 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

第15条 事業活動温暖化対策計画書の作成及び提出は、前年度に於ける原油換算量（昭和54年度に於ける原油換算量）を基礎として算出したものを指す。

- たもの供給（自ら消費したものを除く。）
- (3) グリーン電力証書又はグリーン熱証書（財団法人日本エネルギー経済研究所（昭和41年6月29日に財団法人日本エネルギー経済研究所という名称で設立された法人をいう。）グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行された証書であつて、当該証書に係る電力又は熱が県内において発電し、又は発生したもの。）の購入
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が認めるもの
- 2 前項各号に掲げる地球温暖化対策計画書を提出した事業者の温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置とみなす。（特定電気機器等）
- 第16条 条例第25条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第2号に規定するエアコンディショナーであつて、未使用かつ直吹きで壁掛け形のもの
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第21条第4号に規定するテレビジョン受信機であつて、未使用のもの
- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第21条第10号に規定する電気冷蔵庫であつて、未使用のもの
- （エネルギー性能の表示方法）
- 第17条 条例第25条第1項の規則で定める表示は、次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。
- (1) エアコンディショナー エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置を定める告示（平成18年経済産業省告示第258号。以下この条において「経済産業省告示」という。）1-2（4）の別に定める様式
- (2) テレビジョン受信機 経済産業省告示3-2（4）の別に定める様式
- (3) 電気冷蔵庫 経済産業省告示7-2（4）の別に定める様式
- （自動車環境情報）
- 第18条 条例第27条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 温室効果ガスの排出量
- (2) 燃料消費率
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- （特定規模事業者）
- 第19条 条例第29条第1項の規則で定めるものは、4月1日において常時使用する従業員数が500人以上の事業所を県内に設置している事業者とする。
- （エコ通勤環境配慮計画書の作成等）
- 第20条 条例第29条第1項の規定によるエコ通勤環境配慮計画書の作成及び提出は、エコ通勤環境配慮計画書を提出する日の属する年度以降3か年度（本条及び第25条において「配慮計画期間」という。）における特定規模事業者の従業員の自家用自動車による通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置その他の地球温暖化の防止に関する事項を対象として、当該配慮計画期間の初年度の8月末日までに、エコ通勤環境配慮（変更）計画書（別記第5号様式）により行うものとする。
- （特定規模事業者以外事業者によるエコ通勤環境配慮計画書の作成等）
- 第21条 条例第29条第2項の規定によるエコ通勤環境配慮計画書の作成及び提出については、前条の規定を準用する。
- （エコ通勤環境配慮変更計画書の作成等）
- 第22条 条例第29条第3項の規定によるエコ通勤環境配慮変更計画書の作成及び提出は、同項に規定するエコ通勤環境配慮計画の変更後速やかにエコ通勤環境配慮（変更）計画書（別記第5号様式）により行うものとする。
- （エコ通勤環境配慮計画廃止届出書の提出の事由）
- 第23条 条例第29条第4項第1号の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
- (1) 事業を廃止したこと。
- (2) 第19条に規定する要件に該当しなくなったこと。
- （エコ通勤環境配慮計画廃止届出書の作成等）
- 第24条 条例第29条第5項の規定によるエコ通勤環境配慮計画廃止届出書の作成及び提出は、同項に規定するエコ通勤環境配慮計画の廃止後速やかにエコ通勤環境配慮計画廃止届出書（別記第6号様式）により行うものとする。
- （エコ通勤環境配慮実施状況報告書の作成等）
- 第25条 条例第30条の規定によるエコ通勤環境配慮実施状況報告書の作成及び提出は、配慮計画期間の各年度の翌年度の8月末日までに、エコ通勤環境配慮実施状況報告書（別記第7号様式）により行うものとする。
- （エコ通勤環境配慮計画等の公表）
- 第26条 条例第31条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) インターネットの利用
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- （特定建築主に該当することになる新築等の規模）
- 第27条 条例第32条第1項の規則で定める規模は、床面積（改築又は増築の場合にあつては、当該改築又は増築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートルとする。

(特定建築主に該当することとなる行為)  
 第28条 条例第32条第1項の規則で定める行為は、床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係る行為であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第75条第1項第2号に規定する政令で定める規模以上の修繕又は模様替であること。
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第19条各号に掲げるすべての設備(当該建築物に該当する設備がなく、かつ、その設備を新たに設置しないときは、その設備を除く。)の設置又は改修(同条各号の区分に応じ、当該各号に定める改修に限る。)であること。

(建築物環境配慮計画書の作成等)  
 第29条 条例第32条第1項の規定による建築物環境配慮計画書の作成及び提出は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する事項を対象として、工事の着手の予定の日の21日前までに、建築物環境配慮計画書(別記第8号様式)により行うものとする。

(特定建築主以外の建築主による建築物環境配慮計画書の作成等)  
 第30条 条例第32条第2項の規定による建築物環境配慮計画書の作成及び提出については、前条の規定を準用する。

(建築物環境配慮変更計画書の作成等)  
 第31条 条例第32条第3項の規定による建築物環境配慮変更計画書の作成及び提出は、変更に係る工事の着手の予定の日の15日前までに、建築物環境配慮変更計画書(別記第9号様式)により行うものとする。

(軽微な変更)  
 第32条 条例第32条第3項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等その他の環境への配慮のため実施しようとする措置の変更のうち、環境配慮評価結果が変わらないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が軽微と認める変更

(建築物工事完了届出書の作成等)  
 第33条 条例第33条の規定による建築物工事完了届出書の作成及び提出は、工事完了後15日以内に、建築物工事完了届出書(別記第10号様式)により行うものとする。

(建築物環境性能届出書の作成等)  
 第34条 条例第34条の規定による建築物環境性能届出書の作成及び提出は、建築物環境性能届出書(別記第11号様式)により行うものとする。

(建築物環境配慮計画書等の公表)  
 第35条 条例第35条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の提供)  
 第36条 条例第36条の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第32条第1項若しくは第2項に規定する建築物環境配慮計画書、同条第3項に規定する建築物環境配慮変更計画書又は条例第34条に規定する建築物環境性能届出書に記載した建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮のための措置及び環境配慮評価結果
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(その他)  
 第37条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第27条から第36条までの規定は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年度における第6条の規定の適用については、同条中「8月末日」とあるのは、「12月末日」とする。

3 平成22年10月1日から同月21日までの間に条例第32条第1項に規定する工事に着手しようとする者に対する第29条の規定の適用については、同条中「工事の着手の予定の日の21日前までに」とあるのは、「平成22年10月1日」とする。

別記第1号様式(第6条―第8条関係)

事業活動温暖化対策(変更)計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第17条第 項の規定により、次のとおり提出します。

連 絡 先	担 当 部 署	担 当 部 署 名	
		所 在 地	(〒                      )
	担 当 者 名		
	電 話 番 号 等	電 話 番 号	—                      —
		F A X 番 号	—                      —
	メー ル ア ド レ ス		@

※受 付 欄	※摘 要

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
2 ※欄は、記入しないでください。



事業活動温暖化対策計画に関する事項

新規  変更

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)					
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
事業概要					
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第 5 条第 1 号該当特定事業者(大規模エネルギー使用者)	前年度の原油換算エネルギー使用量	kl		
	<input type="checkbox"/> 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第 5 条第 2 号該当特定事業者(自動車運送事業者)	県内登録の自動車数	台		
	<input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者				
計画期間		年度 ~ 年度			
温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本方針					
温室効果ガスの排出の抑制を図るための推進体制		環境マネジメントシステム名称	適用範囲	取得年月日	
温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容					
温室効果ガスの排出の状況及び抑制の量に係る目標	温室効果ガス算定排出量	基準年度の実績(A) ( ) 年度 t-CO <sub>2</sub>	前年度の実績 ( ) 年度 t-CO <sub>2</sub>	目標年度(B) ( ) 年度 t-CO <sub>2</sub>	増減率 ((B-A)/A) %
	原単位温室効果ガス算定排出量	原単位当たり t-CO <sub>2</sub>	原単位当たり t-CO <sub>2</sub>	原単位当たり t-CO <sub>2</sub>	増減率 ((D-C)/C) %
	原単位の考え方				
特記事項					

備考 1 のある欄には、該当する内に「レ印」を記入してください。  
 2 「計画期間」は、提出する日の属する年度以降5か年度以内の期間を設定してください。  
 3 「基準年度」とは、原則、計画期間の前年度としますが、事業者が定める地球温暖化対策に係る計画において別に定める基準年度がある場合は当該年度を基準年度とすることができます。この場合、計画期間の前年度の実績を「前年度の実績」欄に記入してください。  
 「目標年度」とは、計画期間の最終年度をいいます。  
 4 温室効果ガス算定排出量の対象とする温室効果ガスは、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素とします。  
 5 原単位による目標を設定する場合は、「原単位温室効果ガス算定排出量」欄を記入してください。  
 「原単位の考え方」欄には、温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映されると考えられる指標(生産数量、延べ床面積等)や設定に係る考え方等を記入してください。  
 6 「特記事項」欄には、過去の温室効果ガス排出削減に係る実績や地球温暖化防止に寄与する技術又は商品の開発等の取組があれば、記入してください。

別表1 エネルギー使用量(前年度)

エネルギーの種類		使用量		換算係数		熱量GJ (使用量×換算係数)	
		数値	単位	数値	単位		
燃 料 及 び 熱	原油(コンデンセートを除く。)			kl		GJ/kl	
		コンデンセート(NGL)		kl		GJ/kl	
		揮発油(ガソリン)		kl		GJ/kl	
		ナフサ		kl		GJ/kl	
		灯油		kl		GJ/kl	
		軽油		kl		GJ/kl	
		A重油		kl		GJ/kl	
		B・C重油		kl		GJ/kl	
		石油アスファルト		t		GJ/t	
		石油コークス		t		GJ/t	
	石 油 ガ ス	液化石油ガス(LPG)			t		GJ/t
		石油系炭化水素ガス			千m <sup>3</sup>		GJ/千m <sup>3</sup>
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス(LNG)			t		GJ/t
		その他可燃性天然ガス			千m <sup>3</sup>		GJ/千m <sup>3</sup>
	石 炭	原料炭			t		GJ/t
		一般炭			t		GJ/t
		無煙炭			t		GJ/t
		石炭コークス			t		GJ/t
		コールタール			t		GJ/t
	コークス炉ガス			千m <sup>3</sup>		GJ/千m <sup>3</sup>	
	高炉ガス			千m <sup>3</sup>		GJ/千m <sup>3</sup>	
	転炉ガス			千m <sup>3</sup>		GJ/千m <sup>3</sup>	
そ の 他 の 燃 料 等	都市ガス			千m <sup>3</sup>			
	( )						
	産業用蒸気			GJ		GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気			GJ		GJ/GJ	
	温水			GJ		GJ/GJ	
	冷水			GJ		GJ/GJ	
電 気	一 般 電 気 事 業 者	昼間買電		千kWh		GJ/千kWh	
		夜間買電		千kWh		GJ/千kWh	
	そ の 他	上記以外の買電		千kWh		GJ/千kWh	
		自家発電		千kWh		GJ/千kWh	
				合計GJ			
				原油換算係数 kl/GJ			
				原油換算エネルギー使用量			

備考 1 計画期間の前年度のエネルギー使用量について、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条の方法により換算してください。  
 2 本表は、熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第5条第1号に該当する特定事業者(大規模エネルギー使用事業者)のみ記入してください。  
 3 都市ガスの換算係数は、ガス供給事業者ごとの実際の数値を用いてください。

別表2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

			年度
No	事業所の名称	事業所の所在地 (自動車運送事業者にあつては、使用する自動車の使用の本拠の位置)	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
事業者合計			

- 備考 1 基準年度(基準年度を計画期間の前年度以外の年度とした者にあつては当該基準年度及び前年度)における事業所ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に規定する方法により算定してください。
- 2 「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量」欄には、次の(1)~(3)に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載してください。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
  - (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
  - (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 3 原油換算エネルギー使用量が1500kl未満である事業所については、まとめて記入してかまいません。

別記第2号様式(第10条関係)

事業活動温暖化対策計画廃止届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第17条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃 止 区 分	<input type="checkbox"/> 事業の廃止		
	<input type="checkbox"/> 計画の廃止(熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第5条各号に掲げる要件のいずれにも該当しなくなった事業者)		
	<input type="checkbox"/> 計画の廃止(特定事業者以外の事業者)		
連 絡 先	担 当 部 署	担 当 部 署 名	
		所 在 地	(〒 - )
	担 当 者 名		
	電 話 番 号 等	電 話 番 号	- -
		F A X 番 号	- -
		メー ル ア ド レ ス	@

※受 付 欄	※摘 要

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。  
 3 ※欄は、記入しないでください。  
 4 廃止区分の各事由に該当することとなったことを確認できる書類を添付してください。

別記第3号様式(第11条関係)

事業活動温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第18条の規定により、次のとおり報告します。

連 絡 先	担 当 部 署	担 当 部 署 名		
		所 在 地	(〒        —        )	
	担 当 者 名			
	電 話 番 号 等	電 話 番 号	—	—
		F A X 番 号	—	—
		メー ル ア ド レ ス	@	

※ 受 付 欄	※ 摘 要

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 ※欄は、記入しないでください。

事業活動温暖化対策計画の実施状況に関する事項							年度	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）								
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）								
事業概要								
該当する事業者要件							<input type="checkbox"/> 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第5条第1号該当特定事業者（大規模エネルギー使用事業者）	
							<input type="checkbox"/> 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第5条第2号該当特定事業者（自動車運送事業者）	
							<input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者	
計画期間							年度～年度	
事業活動温暖化対策計画書に定めた措置の実施状況								
温室効果ガスの排出の状況等	年度区分	基準年度	前年度	計画期間				目標年度
		( )年度	( )年度	( )年度	( )年度	( )年度	( )年度	( )年度
	①排出量 t-CO2							
	増減率 (基準年度比)	/		%	%	%	%	%
	補完的 手段による 削減量	森林の整備及び保全 ( t-CO2 )						/
		再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給 ( t-CO2 )						
		グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入 (t-CO2)						
		その他知事が認めるもの (t-CO2)						
	②合計(t-CO2)							
	① - ② 差引後排出量 ( t-CO2 )							
	差引後増減率(基準年度比)		%	%	%	%	%	
	原単位 算定 排出量等	排出量 t-CO2						
		増減率 (基準年度比)	%	%	%	%	%	%
		差引後排出量 (t-CO2)						
		差引後増減率(基準年度比)	%	%	%	%	%	
原単位の考え方								
計画の進捗又は達成の状況等								
特記事項								

備考 1 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。  
 2 「計画期間」並びに「基準年度」「前年度」「目標年度」及びそれらの排出量は、提出済の事業活動温暖化対策計画書に一致させてください。  
 3 「計画の進捗又は達成の状況等」欄には、計画期間における排出量削減の進捗の状況及び計画終了時における事業活動温暖化対策計画書に掲げた温室効果ガスの排出の抑制の量に係る目標の達成又は未達成の理由等があれば、記入してください。  
 4 「特記事項」欄には、過去の温室効果ガス排出削減に係る実績や地球温暖化防止に寄与する技術又は商品の開発等の取組があれば、記入してください。

別表1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

		年度	
No	事業所の名称	事業所の所在地 (自動車運送事業者にあつては、使用する自動車の使用の本拠の位置)	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
事業者合計			

備考 1 今回報告の対象となる年度における事業所ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に規定する方法により算定してください。

2 「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量」の欄には、次の(1)～(3)に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載してください。

- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

3 原油換算エネルギー使用量が1500kl未満である事業所については、まとめて記入してもかまいません。

別記第4号様式(第13条関係)

### 権利利益の保護に係る請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する情報			
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由			
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実			
連 絡 先	担 当 部 署	担 当 部 署 名	
		所 在 地	(〒      -      )
	担 当 者 名		
	電 話 番 号 等	電 話 番 号	-      -
		F A X 番 号	-      -
	メー ル ア ド レ ス	@	

※受 付 欄	※摘 要

備考 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 ※欄は、記入しないでください。



別記第5号様式(第20条－第22条関係)

エコ通勤環境配慮(変更)計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第 項の規定により、次のとおり提出します。

連 絡 先	担 当 部 署	担 当 部 署 名		
		所 在 地	( 〒                  )	
	担 当 者 名			
	電 話 番 号 等	電 話 番 号	—	—
		F A X 番 号	—	—
		メー ル ア ド レ ス	@	

※受 付 欄	※摘 要

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

エコ通勤環境配慮計画に関する事項		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
事業概要			
配慮計画期間	年度 ~	年度	
事業所名			
所在地			
事業所周辺の公共交通機関の状況			
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	人	割合
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	人	$\frac{B}{A} \times 100$ %
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	人	$\frac{C}{B} \times 100$ %
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容	事業所のエコ通勤の取組方針 具体的な取組の内容		
	<input type="checkbox"/> ノーマイカー通勤  <input type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制 (エコドライブの促進等)		
特記事項			

備考 1 のある欄には、該当する内に「レ印」を記入してください。

2 「配慮計画期間」は、提出する日の属する年度以降3か年度としてください。

3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。

4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。

5 「マイカー通勤の状況」は、4月1日現在の状況について記入してください。

6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。

7 事業所のエコ通勤の取組方針を「ノーマイカー通勤」、「マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)」の双方又は一方から選択し、具体的な取組の内容を記入してください。

8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために実施しようとする措置に係る目標(数値目標等)等があれば、記入してください。

別記第6号様式(第24条関係)

エコ通勤環境配慮計画廃止届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止区分	<input type="checkbox"/> 事業の廃止			
	<input type="checkbox"/> 計画の廃止(熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第19条に規定する要件に該当しなくなった事業者)			
	<input type="checkbox"/> 計画の廃止(特定規模事業者以外の事業者)			
連絡先	担当部署	担当部署名		
		所在地	(〒 - )	
	担当者名			
	電話番号等	電話番号	-	-
		FAX番号	-	-
		メールアドレス		@

※受付欄	※摘要

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。  
 3 ※欄は、記入しないでください。  
 4 廃止区分の各事由に該当することとなったことを確認できる書類を添付してください。

別記第7号様式(第25条関係)

エコ通勤環境配慮実施状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第30条の規定により、次のとおり報告します。

連 絡 先	担 当 部 署	担 当 部 署 名			
		所 在 地	(〒 — )		
	担 当 者 名				
	電 話 番 号 等	電 話 番 号	—	—	
		F A X 番 号	—	—	
メー ル ア ド レ ス		@			

※受 付 欄	※摘 要

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 ※欄は、記入しないでください。

エコ通勤環境配慮計画の実施状況に関する事項			年度	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
事業概要				
配慮計画期間	年度 ~		年度	
事業所名				
所在地				
事業所周辺の公共交通機関の状況				
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	人	割合	
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	人	$\frac{B}{A} \times 100$	%
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	人	$\frac{C}{B} \times 100$	%
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置の内容	<input type="checkbox"/> ノーマイカー通勤	事業所のエコ通勤の取組 具体的な取組の内容		
	<input type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)			
特記事項				

備考 1 のある欄には、該当する内に「レ印」を記入してください。

2 「配慮計画期間」は、提出済のエコ通勤環境配慮計画書と一致させてください。

3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。

4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。

5 「マイカー通勤の状況」は、3月31日現在の状況について記入してください。

6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。

7 「温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置の内容」欄には、提出済のエコ通勤環境配慮計画書で選択した項目について、実施した措置の内容を記入してください。

8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために設定した目標(数値目標等)の進捗又は達成の状況等があれば、記入してください。

別記第8号様式(第29条・第30条関係)

建築物環境配慮計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住所  
(建築主) (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第32条第 項の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称					
建築物の所在地					
建築物の概要	工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 一戸建専用住宅 (注：事務所等併用住宅は除く。)			
	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	
	床面積の合計	新築等に係る部分 ( m <sup>2</sup> ) ( <input type="checkbox"/>		その他の部分 ( m <sup>2</sup> ) ( <input type="checkbox"/>	
	構造	<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他( )			
	高さ	m	階数	地上 階、地下 階	
工事着手予定日		年 月 日	工事完了予定日		年 月 日
温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮のため実施しようとする措置の内容及び環境配慮評価結果		別紙による			
再生可能エネルギー利用設備の導入に係る検討結果					

※受付欄	※摘要

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。  
 3 ※欄は、記入しないでください。  
 4 「環境配慮評価結果」とは、知事が別に定める建築物に係る環境性能を評価するシステムによる環境への配慮のための措置ごとの評価結果及びこれらの措置の総合的な評価結果をいいます。

計画内容に係る連絡先	事 務 所 名			
	所 在 地		(〒 — )	
	担 当 者 名			
	電 話 番 号 等	電 話 番 号	—	—
		F A X 番 号	—	—
メー ル ア ド レ ス		@		
公表に関する希望	提出者(建築主)が個人の場合は、その氏名は、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第2条第1号に規定する個人情報に該当するため、公表の希望について記入してください。 <input type="checkbox"/> 公表を希望する。 <input type="checkbox"/> 公表を希望しない。			
備考				

備考「公表に関する希望」欄は、提出者(建築主)が個人である場合に、その氏名の公表の希望に関し、該当する□内に「レ印」を記入してください。

別記第9号様式(第31条関係)

建築物環境配慮変更計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 (建築主) 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第32条第3項の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称			
建築物の所在地			
変更しようとする措置の内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更後の環境配慮評価結果	別紙による		
変更工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日
計画書又は直近の変更計画書の提出日	年 月 日		

※受付欄	※摘要

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 「計画書又は直近の変更計画書の提出日」欄は、建築物環境配慮変更計画書の提出があつた場合に、直近の建築物環境配慮変更計画書の提出日を記入してください。  
 3 ※欄は、記入しないでください。



計 画 内 容 に 係 る 連 絡 先	事 務 所 名			
	所 在 地		(〒 — )	
	担 当 者 名			
	電 話 番 号 等	電 話 番 号	—	—
		F A X 番 号	—	—
メー ル ア ド レ ス			@	
備 考				

別記第10号様式(第33条関係)

建築物工事完了届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所  
(建築主) (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第33条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称				
建築物の所在地				
工 事 完 了 日		年 月 日		
計画書又は直近の変更計画書の提出日		年 月 日		
届出内容に係る連絡先	事 務 所 名			
	所 在 地	(〒 - )		
	担 当 者 名			
	電 話 番 号 等	電 話 番 号	-	-
		F A X 番 号	-	-
メー ル ア ド レ ス		@		
備 考				

※受 付 欄	※摘 要

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 「計画書又は直近の変更計画書の提出日」欄は、建築物環境配慮変更計画書の提出があつた場合に、直近の建築物環境配慮変更計画書の提出日を記入してください。  
 3 ※欄は、記入しないください。

別記第11号様式(第34条関係)

建築物環境性能届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所  
(所有者又は管理者) (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第34条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称					
建築物の所在地					
建築物の概要	用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 一戸建専用住宅 (注：事務所等併用住宅は除く。)			
	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	
	延床面積	m <sup>2</sup>			
	構造	<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他( )			
	高さ	m	階数	地上 階、地下 階	
温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮のため実施している措置の内容及び環境配慮評価結果		別紙による			

※受付欄	※摘要

- 備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。  
 3 ※欄は、記入しないでください。  
 4 「環境配慮評価結果」とは、知事が別に定める建築物に係る環境性能を評価するシステムによる環境への配慮のための措置ごとの評価結果及びこれらの措置の総合的な評価結果をいいます。

届出内容に係る連絡先	事 務 所 名		
	所 在 地		(〒 - )
	担 当 者 名		
	電 話 番 号 等	電 話 番 号	- -
F A X 番 号		- -	
メー ル ア ド レ ス		@	
公表に関する希望		提出者(所有者又は管理者)が個人の場合は、その氏名は、熊本県個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に該当するため、公表の希望について記入してください。 <input type="checkbox"/> 公表を希望する。 <input type="checkbox"/> 公表を希望しない。	
備 考			

備考「公表に関する希望」欄は、提出者(所有者又は管理者)が個人である場合に、その氏名の公表の希望に関し、該当する□内に「レ印」を記入してください。

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 22 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第 26 号**

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和 54 年熊本県規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「県」を「知事」に改める。  
第 11 条第 1 項第 6 号中「年金受給権者」を「年金受給権者が県外に住所を有する場合には年金受給権者」に改める。

別記第 1 号様式中

「注 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
2 様式中の不要の文字は、抹消してください。  
3 口数追加のみの申込みの場合には、添付書類のうち 2 の書類だけを添付してください。」

「注 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
2 様式中の不要の文字は、抹消してください。  
3 口数追加のみの申込みの場合には、添付書類のうち 2 の書類だけを添付してください。  
4 本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

確認印	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的と合致していることも確認しています。	㊟

改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「注 様式中の不要の文字は、抹消してください。」を削る。

別記第6号様式(表)中

加入番号	
加入年月日	年 月 日

を

加入番号	
------	--

に、

	加入者	心身障害者
氏 名	心身障害者との続柄 ( )	

を

加入者	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
加入年月日 (加入等の効力発生の日)	年 月 日	
掛金払込期間	年 月 日～ 年 月 日	

に

改め、同様式(裏)中「その月」を「その月の分」に、「以上となり」を「に達しており」に改め、「それ以後の」を削る。

別記第7号様式(表)中

加入番号	
口数追加加入年月日	

を

加入番号	
------	--

に、

	加入者	心身障害者
氏 名	心身障害者との続柄 ( )	

を

加入者	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
口数追加年月日 (加入等の効力発生の日)	年 月 日	
掛金払込期間	年 月 日～ 年 月 日	

に

改め、同様式(裏)中「その月」を「その月の分」に改める。

別記第 15 号様式中「開始年月日」を「開始年月」に改める。  
 別記第 17 号様式中「同条」を「同条例」に改める。  
 別記第 30 号様式中

住 所		
現 況	施設入所等の有無	年金管理者の有無
	1 (1) 施設入所 (種類 ) (2) 入院 (3) 在宅 (4) その他  2 (1) 特別支援学校 (2) 特別支援学級 (3) 就労	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 ( )  2 無

を

住 所		
年金管 理者の 有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他( )	
	2 無	

に、

「年金受給権者」を「年金受給権者が県外に住所を有する場合にあっては年金受給権者」に改め、同様式注 2 を削り、同様式注 3 を同様式注 2 とする。  
 別記第 31 号様式中

氏 名		男 女
-----	--	--------

を

氏 名		性 別	男女
-----	--	-----	----

に改める。

- 附 則
- この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
  - この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の相当規定により提出された書類とみなす。

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成 22 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 27 号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則  
 熊本県災害救助法施行細則（昭和 52 年熊本県規則第 67 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 (2) イ中「2, 404, 000 円」を「2, 387, 000 円」に改め、

同表の3(3)アの表中

17,500円	22,600円	33,300円	39,900円	50,500円	7,400円
29,000円	37,500円	52,300円	61,300円	77,000円	10,500円

を

17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
28,600円	37,000円	51,600円	60,400円	75,900円	10,400円

に

改め、同表の3(3)イの表中

5,700円	7,700円	11,600円	14,000円	17,700円
9,200円	12,200円	17,100円	20,300円	25,800円

を

5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円
9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円

に改め、

同表の9(3)中「199,000円」を「201,000円」に、「159,200円」を「160,800円」に改め、同表の12(2)中「137,500円」を「134,200円」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第28号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第32条の3第1号の表中

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
---------------------	-------------

」を

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

」に改める。

同条第2号の表中

小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
--------	------------------

」を

小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

」に改める。

第33条の9中「第34条の3第4号」を「第32条の3第4号」に改める。

別記第28号様式(その3)中「自動車税納税証明書(継続検査用)」を「自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」に改める。

別記第28号様式(その4)中「(継続検査用)」を「(継続検査・構造等変更検査用)」に改める。

別記第30号の2様式中「熊本県税条例第49条第7項」を「熊本県税条例第49条第6項」に改める。

別記第30号の3様式中「4 事業主等が購入した土地付き未使用住宅をその購入の日から1年以内に取得」を削り、

「

着 工 予 定 日 年 月 日	年 月 日	取得年月日	年 月 日
完 成 予 定 日 年 月 日	年 月 日	事業主等の 取得年月日	年 月 日
新 築 年 月 日	年 月 日		

」を

「

着 工 予 定 日 年 月 日	年 月 日	取得年月日	年 月 日
完 成 予 定 日 年 月 日	年 月 日	新築年月日	年 月 日

」に改める。

- 附 則
- この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
  - この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

---

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 22 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第 29 号**

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県税特別措置条例施行規則（昭和 39 年熊本県規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、条例第 4 条の 3 第 1 項第 1 号」を削る。  
第 3 条中「、条例第 4 条の 3 第 1 項第 2 号」を削る。  
第 4 条中「、条例第 4 条の 3 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号」を削る。  
別記第 1 号様式（その 1）中「・第 4 条の 3 第 1 項第 1 号」及び「、農村工業等導入地区」を削る。  
別記第 2 号様式中「・第 4 条の 3 第 1 項第 1 号」を削り、「に添付して」を「と併せて提出して」に改め、「、農村工業等導入地区」を削る。  
別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式中「・第 4 条の 3 第 1 項第 2 号」を削る。  
別記第 4 号の 3 様式記載上の注意第 3 号中「租税特別措置法第 43 条の 4 第 2 項の規定を受ける」を「山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第 3 条第 1 項に規定する」に改め、「これらの減価償却資産を事業の用に供した事業年度において、租税特別措置法第 43 条の 4 第 2 項の規定による特別償却がなされなかった場合は、不均一課税の対象にならないことがありますので注意してください。」を削る。  
別記第 5 号様式中「・第 4 条の 3 第 1 項第 2 号」を削り、「過疎地域、農村工業等導入地区、半島振興地域、離島振興地域又は同意集積区域」を「過疎地域又は半島振興地域」に改める。

- 附 則  
（施行期日）
- この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
  - （経過措置）この規則の施行の際現に改正前の熊本県税特別措置条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県税特別措置条例施行規則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
  - この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

---

熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 22 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第 30 号**

熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県工場等設置奨励条例施行規則（昭和 39 年熊本県規則第 61 号）の一部を次のよ



うに改正する。  
附則第6項中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に、「平成12年熊本県条例第53号」を「平成22年熊本県条例第28号」に、「平成12年改正条例」を「平成22年改正条例」に、「公布の日」を「施行の日」に、「1月」を「30日」に改める。

附則  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第31号

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則  
熊本県営住宅管理規則（平成9年熊本県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。  
ただし、条例第8条第1項の規定により入居の期間に有効期間を定める場合は、県営住宅期限付入居決定通知書（別記第3号の2様式）により行うものとする。

第5条の次に次の3条を加える。  
（優先的な措置等）

第5条の2 条例第6条第4項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 18歳未満の子3人以上同居している者
  - (2) 小学校卒業前の子と同居している者
- 2 条例第6条第4項第5号の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第3条第3項第3号の規定による配偶者暴力相談支援センターによる一時保護若しくは同法第5条の規定による婦人保護施設による保護又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設による保護を受けた者でこれら措置が終了した日から起算して5年を経過していないもの
  - (2) 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により行われた命令に係る申立てをした者で当該命令の効力が生じた日から起算して5年を経過していないもの
  - (3) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、犯罪により収入が減少し、生計を維持することが困難となった者又は現住に居住している住宅若しくはその付近において犯罪等が行われたため当該住宅に居住し続けることが困難になったと認められる者

（期限付入居）

第5条の3 条例第8条第1項第1号の規則で定めるものは、入居予定者が入居の申込みをした日において、小学校卒業前の子を扶養し、当該子と同居する者とする。

2 条例第8条第1項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 解雇等により現に居住している住宅からの退去を余儀なくされる者
- (2) 前号に定めるもののほか、一時的に住宅に困窮していると知事が認める者

3 条例第8条第2項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例8条第1項第1号に掲げる場合 同居している子のうち最年少の者が15歳に達する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の末日までの間
- (2) 条例第8条第1項2号に掲げる場合 県営住宅の除却が予定されている日を踏まえて知事が定める日までの間
- (3) 前項第1号に掲げる場合 3年間
- (4) 前項第2号に掲げる場合 知事が必要と認める期間

4 知事は、有効期間を定めた入居の決定（以下「期限付入居決定」という。）を行う場合は、期限付入居決定に係る説明書（別記第4号の2様式）により入居申込者に説明を行うものとする。

5 前項の説明を受けた入居申込者は、期限付入居決定に係る承諾書（別記第4号の3様式）を知事に提出しなければならない。

6 知事は、有効期間が満了する1年前から6月前までの間に、当該期限付入居決定を受けた者（次条により有効期間が延長された場合を含む。）に対して、有効期間満了通知書（別記第4号の4様式）により通知するものとする。  
（有効期間の延長）

第5条の4 条例第8条第4項の規則で定めるものは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第8条第1項第1号に該当するものとして期限付入居決定を受けた者 有効期間の満了する日において、同居している子のうち最年少の者が18歳に達する日の属する年度の末日が到来していないとき。
- (2) 条例第8条第1項第2号に該当するものとして期限付入居決定を受けた者 有効期間の満了する日において、県営住宅の用途廃止又は県営住宅建替事業その他の建替事業による県営住宅の除却が予定されている日が到来していない場合において、当該者が当該県営住宅を退去することが困難であると知事が認めるとき。
- (3) 条例第8条第1項第3号に該当するものとして期限付入居決定を受けた者 当該

- 者が当該県営住宅を退去することが困難であると知事が認めるとき。
- 2 条例第8条第4項の規則で定める期限は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期限とする。
- (1) 前項第1号に該当する場合 同居している子のうち最年少の者が18歳に達する日の属する年度の末日
  - (2) 前項第2号に該当する場合 県営住宅の用途廃止又は県営住宅建替事業その他の建替事業による県営住宅の除却に支障がないと知事が認める日
  - (3) 前項第3号に該当する場合 同号に定める事情が解消したと知事が認める日
- 3 有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間が満了する日の30日前までに、有効期間延長申請書（別記第4号の5様式）及び連帯保証人に関する現況報告書（別記第4号の6様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、有効期間の延長の決定を行う場合は、有効期間の延長に係る説明書（別記第4号の7様式）により申請者に説明を行うものとする。
- 5 前項の説明を受けた申請者は、有効期間の延長に係る承諾書（別記第4号の8様式）を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、有効期間の延長の通知を有効期間延長通知書（別記第4号の9様式）により行うものとする。
- 第7条を次のように改める。
- (入居の承継)
- 第7条 入居者は、次の各号に掲げる事項について承認を受けようとするときは、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 条例第9条の3第1項の規定による入居の承継 入居承継承認申請書（別記第5号の2様式）
  - (2) 条例第9条の3第2項の規定による有効期間を定めた入居の承継 期限付入居承継承認申請書（別記第5号の3様式）
- 2 知事は、条例第9条の3第1項の規定による入居の承継を承認する場合は、入居承継承認通知書（別記第5号の4様式）により通知するものとする。
- 3 条例第9条の3第2項第2号の規則で定めるものは、入居の承継の事由が生じたときにおいて、小学校卒業前の子を扶養し、当該子と同居する同居者とする。
- 4 条例第9条の3第2項第3号の規則で定めるものは、入居の承継の事由が生じたときにおいて、解雇等により引き続き一定期間当該県営住宅に居住させることが必要であると知事が認める同居者とする。
- 5 条例第9条の3第2項の有効期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間とする。
- (1) 条例第9条の3第2項第1号に該当する場合 条例第8条第1項の規定により定められた有効期間の残存期間
  - (2) 条例第9条の3第2項第2号に該当する場合 同居している子のうち最年少の者が15歳に達する日の属する年度の末日までの間（当該期間が10年を超える場合にあっては、入居の承継の事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過する日までの間）
  - (3) 条例第9条の3第2項第3号に該当する場合 知事が必要と認める期間
- 6 知事は、条例第9条の3第2項の規定により有効期間を定めて入居の承継を承認する場合（以下「期限付入居の承認」という。）は、期限付入居の承認に係る説明書（別記第5号の5様式）により申請者に説明を行うものとする。
- 7 前項の説明を受けた申請者は、期限付入居の承認に係る承諾書（別記第5号の6様式）を知事に提出しなければならない。
- 8 知事は、期限付入居の承認の通知を期限付入居承認通知書（別記第5号の7様式）により行うものとする。
- 9 第5条の3第6項の規定は、条例第9条の3第2項の規定により期限付入居の承認をした場合に準用する。この場合において、第5条の3第6項中「当該期限付入居決定を受けた者（次条により有効期間が延長された場合を含む。）」とあるのは「当該期限付入居の承認を受けた者（第7条第10項から第12項までの規定により有効期間が延長された場合を含む。）」とする。
- 10 条例第9条の3第3項の規定により準用する条例第8条第4項の規則で定めるものは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 条例第9条の3第2項第1号に該当するものとして期限付入居の承認を受けた者 第5条の4第1項各号の区分に応じ、当該各号に定めるとき。
  - (2) 条例第9条の3第2項第2号に該当するものとして期限付入居の承認を受けた者 有効期間の満了する日において、同居している子のうち最年少の者が18歳に達する日の属する年度の末日が到来していないとき。として期限付入居の承認を受けた者
  - (3) 条例第9条の3第2項第3号に該当するものとして期限付入居の承認を受けた者 当該者が当該県営住宅を退去することが困難であると知事が認めるとき。
- 11 条例第9条の3第3項の規定により準用する条例第8条第4項の規則で定める期限は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期限とする。
- (1) 前項第1号に該当する場合 第5条の4第2項各号の区分に応じ、当該各号に定める日
  - (2) 前項第2号に該当する場合 同居している子のうち最年少の者が18歳に達する日の属する年度の末日

(3) 前項第3号に該当する場合 同号に定める事情が解消したと知事が認める日  
 12 第5条の4第3項から第6項までの規定は、条例第9条の3第3項の規定により準用  
 する条例第8条第4項の規定により期限付入居の承認の有効期間を延長する場合に準用  
 する。この場合において、第5条の4第4項及び第5項中「申請者」とあるのは「入居  
 の承認を受けた者」とする。  
 第13条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第3項を削る。  
 第17条中「条例第26条第1項及び第34条第1項の規定による県営住宅の検査」を  
 「法第34条の規定による入居者の収入状況の調査、条例第26条第1項の規定による住  
 宅の検査及び条例第43条第1項の規定による立入検査」に改める。  
 第25条中「第7条まで、第10条から」を削る。  
 別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

県営住宅入居申込書

低倍率住戸希望	受付番号	抽せん順位

期限付入居希望	希望団地	受付番号	抽せん順位
	団地		
	団地		

熊本県知事 様

年 月 日

次のとおり、県営住宅に入居したいので、申し込みます。

なお、この申込書に虚偽があるときは、この申込みが無効とされても異議を申しません。

(フリガナ)

申込者の氏名

印

現住所	郵便番号	電話	自宅 携帯	低層階及びエレベータ設置住戸希望
-----	------	----	----------	------------------

勤務先	名称	電話番号( )	有・無
-----	----	---------	-----

所在地	寡婦等	年間所得金額
-----	-----	--------

フリガナ氏名	性別	生年月日	年齢	続柄	障害等級	勤務先等	寡婦等	年間所得金額
本人	男女	年月日		本人		TEL		円
同居親族	男女	年月日				TEL		円
	男女	年月日				TEL		円
	男女	年月日				TEL		円
	男女	年月日				TEL		円
別居扶養家族	男女	年月日				TEL		円
	男女	年月日				TEL		円
	男女	年月日				TEL		円
	男女	年月日				TEL		円

問	申込者又は同居親族名義の持家がありますか。(持分がある場合も含まれます。)	はい・いいえ	重度障害者(車イス常用)住戸希望	有・無
---	---------------------------------------	--------	------------------	-----

問	現在、公営住宅にお住まいですか。	はい・いいえ	はいと答えた方は、申込みをした理由を具体的に記入してください。	
---	------------------	--------	---------------------------------	--

[ ]

B	同居親族 別居扶養親族	老人配偶者 老人扶養 70歳以上	特 定 扶 養	特別障害者 1～2級等	障 害 者 3～6級等	寡 婦(夫)		A 年間所得金額(円)
						27万円以上	27万円未満	
所得 控 除 額	38万円 × 人	10万円 × 人	20万円 × 人	40万円 × 人	27万円 × 人	27万円 × 人	所得額 × 人	B 控除合計額(円)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
(注)								C=A-B
1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。 2 (太線)の枠内のみ記入してください。 3 「寡婦等」の欄には、該当する場合「○」を記入してください。 4 「低倍率住戸希望」の欄には、低倍率住戸を併願される場合「○」を記入してください。 5 「期限付入居希望」の欄には、期限付入居制度を希望される場合「○」を記入してください。 6 「希望団地」の欄には、希望される団地を2つまで記入してください。 7 低層階及びエレベーター設置住戸を希望される場合は、「有」に○をつけてください。 8 重度障害者(車イス常用)住戸を希望される場合は、「有」に○をつけてください。 9 申込者及び同居親族の中に暴力団員がいる場合は、入居できません。 10 申込者及び同居親族が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会する場合があります。								円
								D=C÷12
								円

別記第2号様式(第2条関係)

様

年度 期 県営住宅入居申込受付番号票

希望団地	受付番号 1	受付番号 2
団地		
団地		
抽選日時	年 月 日	
抽選場所		

低倍率住戸	受付番号 1	受付番号 2
抽選日時	年 月 日	
抽選場所		

※優先措置の対象となる場合は、受付番号が2つあります。

別記第 3 号様式(第 4 条関係)

熊本県指令 第 号  
住所  
氏名

県営住宅入居決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった県営住宅については、下記のとおり入居を決定します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

- 1 団 地 名 団地 棟 号
- 2 家 賃 月 額 円( 年度分)
- 3 敷 金 円
- 4 入居できる者 県営住宅入居申込書に記載されている者
- 5 入 居 可 能 日 年 月 日
- 6 入居手続き  
(1)入居の決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続きをすること。
  - ①連帯保証人の連署した請書を提出すること。
  - ②上記敷金を納付すること。
- 7 家賃の納付  
原則として、速やかに最寄りの金融機関で口座振替の手続を行うこと。
- 8 上記以外の事項については、熊本県営住宅条例及び熊本県営住宅管理規則の定めるところによる。

別記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 号の 2 様式(第 4 条関係)

熊本県指令 第 号  
住所  
氏名

県営住宅期限付入居決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった県営住宅については、下記のとおり入居を決定します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

- 1 団 地 名                      団地          棟          号
- 2 家 賃 月 額                                      円(          年度分)
- 3 敷          金                                      円
- 4 入居できる者          県営住宅入居申込書に記載されている者
- 5 入 居 可 能 日                                      年          月          日
- 6 有 効 期 間          入居可能日から          年          月          日まで
- 7 許 可 条 件

熊本県営住宅条例第 8 条第 3 項により、有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡すこと（有効期間が延長された場合を除く。）。

8 入居手続き

(1)入居の決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続をすること。

- ①連帯保証人の連署した請書を提出すること。
- ②上記敷金を納付すること。

(2)上記入居可能日から 15 日以内に、入居すること。

9 家賃の納付

原則として、速やかに最寄りの金融機関で口座振替の手続を行うこと。

10 上記以外の事項については、熊本県営住宅条例及び熊本県営住宅管理規則の定めるところによる。

別記第 4 号様式の次に次の 8 様式を加える。

別記第 4 号の 2 様式(第 5 条の 3 関係)

期限付入居決定に係る説明書

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたが 年 月 日付けで申込みをした県営住宅の入居について、下記のとおり説明  
します。

記

- 1 団地名 団地 棟 号  
2 説明事項

- (1) あなたに対して入居決定がされた場合、その有効期間は、入居可能日から 年 月  
日までとなります。
- (2) この入居決定は、(1)の有効期間が延長された場合を除き、その有効期間の満了によってその  
効力を失いますので、必ず、その有効期間が満了する日までに 1 の県営住宅を明け渡さなければ  
なりません。

別記第 4 号の 3 様式(第 5 条の 3 関係)

期限付入居決定に係る承諾書

年 月 日

熊本県知事 様

氏名 印

年 月 日付けで申込みをした県営住宅の入居について、下記のとおり説明を受け、承諾しました。

記

1 団地名 団地 棟 号

2 説明事項

- (1) 入居決定がされた場合、その有効期間は、入居可能日から 年 月 日までとなること。
- (2) 入居決定は、(1)の有効期間が延長された場合を除き、その有効期間の満了によってその効力を失うので、必ず、その有効期間が満了する日までに 1 の県営住宅を明け渡さなければならないこと。

※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。



別記第 4 号の 4 様式(第 5 条の 3 及び第 7 条関係)

有効期間満了通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事 印

熊本県営住宅管理規則第 5 条の 3 第 6 項 (第 7 条第 9 項) の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日付け 第 号で入居を決定 (承認) した下記の県営住宅については、有効期間の満了によって入居ができなくなりますので、当該有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡してください。

記

- 1 団地名 団地 棟 号
- 2 有効期間 年 月 日まで

別記第 4 号の 5 様式(第 5 条の 4 及び第 7 条関係)

有効期間延長申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
申請者 住宅名 団地 棟 号  
氏名 印

電話番号(自宅)

電話番号(携帯)

年 月 日付け 第 号で通知のあった有効期間が満了する日までは、下記の理由により、県営住宅を明け渡すことが困難です。

つきましては、関係書類を添えて有効期間の延長を申請します。

記

延長を申請する理由

※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 4 号の 6 様式(第 5 条の 4 及び第 7 条関係)

連帯保証人に関する現況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
住宅名 団地 棟 号  
氏名

連帯保証人の現況について、下記のとおり報告します。

記

フリガナ		登録 印鑑
氏名		
現住所	(郵便番号 )	
自宅電話番号		
携帯電話番号		
入居者との関係		
勤務先名称		
勤務先電話番号		

- 備考 1 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。
- 2 連帯保証人の源泉徴収票、所得証明書等を添付すること。
- 3 連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、知事の承認を受けて、連帯保証人を変更すること。
- (1) 住所又は居所が不明になったとき。
  - (2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。
  - (3) 失業その他の事情により保証能力を著しく減少させたとき。
  - (4) 死亡したとき。

別記第 4 号の 7 様式(第 5 条の 4 及び第 7 条関係)

有効期間の延長に係る説明書

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたが 年 月 日付けで申請された有効期間の延長について、下記のとおり説明します。

記

- 1 団地名 団地 棟 号
- 2 説明事項

- (1) あなたの入居の有効期間が延長された場合、その延長された有効期間は、 年 月 日までとなります。
- (2) (1)の有効期間が再延長された場合を除き、必ず、その延長された有効期間が満了する日までに 1 の県営住宅を明け渡さなければなりません。

別記第 4 号の 8 様式(第 5 条の 4 及び第 7 条関係)

有効期間の延長に係る承諾書

年 月 日

熊本県知事 様

氏名 印

年 月 日付けで申請した有効期間の延長について、下記のとおり説明を受け、承諾しました。

記

- 1 団地名 団地 棟 号
- 2 説明事項

- (1) 有効期間が延長された場合、その延長された有効期間は、年 月 日までとなること。
- (2) (1)の有効期間が再延長された場合を除き、必ず、その延長された有効期間が満了する日までに 1 の県営住宅を明け渡さなければならないこと。

※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 4 号の 9 様式(第 5 条の 4 及び第 7 条関係)

有効期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付で申請のあった県営住宅の有効期間の延長について、熊本県営住宅条例第 8 条第 4 項（第 9 条の 3 第 3 項）の規定により、下記のとおり有効期間を延長します。

記

1 延長前の有効期間

2 延長後の有効期間

3 延長の条件

- (1) 熊本県営住宅条例及び熊本県営住宅管理規則並びにこれらに基づく指示及び命令を堅く守ること。
- (2) 2 の延長後の有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡すこと。

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第6条関係)

(表)

請		書	
県 営 住 宅 団 地 名	団 地	敷金額	円
所 在 地			
棟 号	棟 号	納入日	年 月 日
家 賃(1 か 月 分)	円		

入居者は、毎月の納期限に家賃を納付します。

また、公営住宅法及び同法施行令並びに熊本県営住宅条例及び熊本県営住宅管理規則を遵守します。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他県営住宅及び共同施設の利用に関する一切の債務を保証します。

以上、連帯保証人連署のうえ、本請書を提出してその義務を履行します。

年 月 日

入居者 現住所

氏 名 印

生年月日 年 月 日

連帯保証人 現住所

氏 名 実印

生年月日 年 月 日

- ※ 1 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。
- 2 連帯保証人の源泉徴収票、所得証明書等を添付すること。
- 3 連帯保証人は、必ず裏面の保証人の責務を確認すること。

(裏)

連 帯 保 証 人 調 書

入居者(申込者)との関係	入居者の
--------------	------

保 証 人 氏 名 等	(フリガナ) 氏 名	( )	
	生 年 月 日	年 月 日 生 ( 歳 )	
	現 住 所 等	現 住 所	( 千 - )
		自 宅 電 話 番 号	
携 帯 電 話 番 号			

職 業 等	職 業		
	(フリガナ) 勤 務 先 名	( )	
	所 在 地 等	所 在 地	( 千 - )
		電 話 番 号	

連 帯 保 証 人 の 責 務

- 入居者に家賃その他県に対して支払う義務があるものについては、連帯保証人も支払う義務が生じます。
- 家賃の滞納等により、入居者に対して県が訴訟等の法的措置を行う場合は、連帯保証人も併せて訴訟等を行う場合があります。
- 入居者が住宅等を明け渡した場合でも、家賃その他県営住宅及び共同施設の利用に関する債務が残ったときは、県は連帯保証人に対して訴訟等の法的措置を行う場合があります。



別記第 5 号様式の次に次の 6 様式を加える。

別記第 5 号の 2 様式(第 7 条関係)

入 居 承 継 承 認 申 請 書

熊本県知事 様 年 月 日

住所
申請者 住宅名 団地 棟 号
氏名
電話番号 ( ) ー 印

次のとおり入居の承継の承認を受けたいので、申請します。
なお、この申請書に虚偽があるときは、この申請を無効とされても異議を申しません。

従前の入居者の氏名

Table with 5 columns: Applicant/Resident, Previous Resident's Name, Hiragana Name, Birth Date (Year, Month, Day, Age), and Previous Employer Name/Phone Number. Includes rows for Applicant, Co-residents, and Reason.

- 備考 1 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 申請者及び同居者全員の住民票及び所得証明書、申請者と従前の入居者との続柄を証明する書類(戸籍謄本等)、収入認定に対する意見申出書(別記第 8 号様式)、その他必要な書類を添付してください。
3 要件に該当しない場合は入居の承継の承認はできませんので、要件を御確認のうえ申請してください。
4 入居の承継を受けようとする者が、暴力団員である場合は、承認できませんので住宅を明け渡していただくことになります。
5 入居の承継を受けようとする者が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会する場合があります。

別記第 5 号の 3 様式(第 7 条関係)

期 限 付 入 居 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
 申請者 住宅名 団地 棟 号  
 氏名 印  
 電話番号 ( ) —

熊本県営住宅条例第 9 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり有効期間を定めた入居の承継の承認を受けたいので、申請します。

なお、この申請書に虚偽があるときは、この申請を無効とされても異議を申しません。

従前の入居者の氏名	
-----------	--

	従前の入居者との続柄	フリガナ	生年月日	勤務先の名称
		氏名	(年齢)	勤務先の電話番号
申請者			年 月 日 ( 歳)	( ) —
同居者			年 月 日 ( 歳)	( ) —
			年 月 日 ( 歳)	( ) —
			年 月 日 ( 歳)	( ) —
			年 月 日 ( 歳)	( ) —
			年 月 日 ( 歳)	( ) —
理 由				

- 備考
- 1 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
  - 2 申請者及び同居者全員の住民票及び所得証明書、申請者と従前の入居者との続柄を証明する書類(戸籍謄本等)、収入認定に対する意見申出書(別記第 8 号様式)、その他必要な書類を添付してください。
  - 3 要件に該当しない場合は入居の承継の承認はできませんので、要件を御確認のうえ申請してください。
  - 4 入居の承継を受けようとする者が、暴力団員である場合は、承認できませんので住宅を明け渡していただくこととなります。
  - 5 入居の承継を受けようとする者が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会する場合があります。

別記第 5 号の 4 様式(第 7 条関係)

入居承継承認通知書

第 号

年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、公営住宅法第 27 条第 6 項及び熊本県営住宅条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

新名義人

旧名義人

2 今後の手続

新名義人は、熊本県営住宅条例第 9 条の 3 第 4 項の規定により、入居者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書を、本通知受理後 10 日以内に熊本県土木部住宅課に提出してください。

別記第 5 号の 5 様式(第 7 条関係)

期限付入居の承認に係る説明書

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたが 年 月 日付けで申請された期限付入居の承継について、下記のとおり説明  
します。

記

1 団地名 団地 棟 号

2 説明事項

- (1) あなたに対して期限付入居の承認がされた場合、その有効期間は、入居承継の承認日から  
年 月 日までとなります。
- (2) この入居の承認は、(1)の有効期間が延長された場合を除き、その有効期間の満了によってそ  
の効力を失いますので、必ず、その有効期間が満了する日までに 1 の県営住宅を明け渡さなけれ  
ばなりません。

別記第 5 号の 6 様式(第 7 条関係)

期限付入居の承認に係る承諾書

年 月 日

熊本県知事 様

氏名 印

年 月 日付けで申請した県営住宅の期限付入居の承継について、下記のとおり説明を受け、承諾しました。

記

1 団地名 団地 棟 号

2 説明事項

- (1) 入居の承認がなされた場合、その有効期間は、入居承継の承認日から 年 月 日までとなること。
- (2) 入居の承認は、(1)の有効期間が延長された場合を除き、その有効期間の満了によってその効力を失うので、必ず、その有効期間が満了する日までに 1 の県営住宅を明け渡さなければならないこと。

※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第5号の7様式(第7条関係)

期限付入居承認通知書

第 号

年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで申請のあった期限付入居の承継については、公営住宅法第27条第6項及び熊本県営住宅条例第9条の3第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 承認内容  
新名義人  
旧名義人

- 2 有効期間 年 月 日まで

- 3 今後の手続

新名義人は、熊本県営住宅条例第9条の3第4項の規定により、入居者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書を、本通知受理後10日以内に熊本県土木部住宅課に提出してください。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第8条関係)

入居者番号
-------

収 入 申 告 書 ( 年 度 )

氏 名
自宅電話番号
携帯電話番号

大線枠の中のみ記入してください。  
月 日 までに必要書類とともに、封筒に入  
れて提出してください。

〒

異動 区分	同居 別居	入居者氏名 (カナ)	性 別	生年月日 (年齢)	続柄	勤務先 名称 電話番号 勤務開始時期	養育 費		所得 種類		収入 1		収入 2	
							親 別	子 別	養育 費 金額	所得 種類	就業 所得 月数	就業 所得 月数	就業 所得 月数	就業 所得 月数
01	同居		男	・ ( 歳 )		名称 電話 ( ) 勤務開始時期 年 月								
02	同居		女	・ ( 歳 )		名称 電話 ( ) 勤務開始時期 年 月								
03	同居		男	・ ( 歳 )		名称 電話 ( ) 勤務開始時期 年 月								
04	同居		女	・ ( 歳 )		名称 電話 ( ) 勤務開始時期 年 月								
05	同居		男	・ ( 歳 )		名称 電話 ( ) 勤務開始時期 年 月								
06	同居		女	・ ( 歳 )		名称 電話 ( ) 勤務開始時期 年 月								
07	同居		男	・ ( 歳 )		名称 電話 ( ) 勤務開始時期 年 月								
08	同居		女	・ ( 歳 )		名称 電話 ( ) 勤務開始時期 年 月								
09	同居		男	・ ( 歳 )		名称 電話 ( ) 勤務開始時期 年 月								
10	同居		女	・ ( 歳 )		名称 電話 ( ) 勤務開始時期 年 月								

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第8条関係)

熊本県知事 様

収入認定に対する意見申出書

年 月 日

団 地 名	棟・部屋番号	氏 名
団地	棟 号	印
自宅電話番号 ( ) ( ) ( )		
携帯電話番号 ( ) ( ) ( )		

号で収入の認定を受けましたが、私(同居者を含む。)の収入は、次のとおりですので、再審査をお願いします。

入居者及び同居者 (別居扶養者) 氏名	続柄	年齢	同居・ 別居扶 養の別	年間総 収入額 ① 円	所得控 除額 ② 円	所得額 ③ 円	公営住宅法施行令第1条第 3号に規定する控除額		月平均 収入額 $\frac{④-⑤}{12}$ 円	職業又は勤務先
							老人・障害者・ 特定扶養・寡婦 (夫)の別	金額 ④		
			同居							勤務先 就職時期 年 月
			別居扶養							勤務先 就職時期 年 月
			同居							勤務先 就職時期 年 月
			別居扶養							勤務先 就職時期 年 月
			同居							勤務先 就職時期 年 月
			別居扶養							勤務先 就職時期 年 月
			同居							勤務先 就職時期 年 月
			別居扶養							勤務先 就職時期 年 月
意見申出の理由										
決定額				所得額の合計		公営住宅法施行令第1条第 3号に規定する控除額		$\frac{1}{12} =$ 円		
変更額				所得額の合計◎		公営住宅法施行令第1条第 3号に規定する控除額◎		$\frac{1}{12} =$ 円		

備考 所得証明書その他、意見申出の理由及び内容を証明する書類を添付してください。  
注 太線枠の中のみを記入してください。

別記第 1 7 号様式を次のように改める。  
別記第 1 7 号様式 削除

別記第 2 0 号様式及び別記第 2 1 号様式を次のように改める。



別記第20号様式(第15条関係)

第 年 月 日 号

様

熊本県知事 印

収入超過者認定通知書

熊本県営住宅管理規則第15条第1項の規定により、次のとおり通知します。

熊本県営住宅管理規則第8条第2項の規定により認定された収入は下記のとおりでしたので、公営住宅法第28条第1項に規定する収入超過者に該当します。

収入超過者は、住宅を明け渡すよう努めなければならないこととなっておりますので、自主的な住宅の明渡しに努めていただくようお願いします。

なお、引き続き入居される場合のあなたの家賃は、下記のとおりです。

記

1 収入の認定

収入認定額(月額)	円
-----------	---

2 家賃

年4月	年5月	年6月	年7月	年8月	年9月
円	円	円	円	円	円
年10月	年11月	年12月	年1月	年2月	年3月
円	円	円	円	円	円

3 意見の申出について

この認定について意見のある場合は、この通知が到達した日の翌日から起算して60日以内に所定の様式により意見を申し出ることができます。

また、この認定の後、入居者又は同居者の失業、退職、出生等により収入が変動したときは、所定の様式によりその旨を申し出ることができます。

別記第21号様式(第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事 印

高 額 所 得 者 認 定 通 知 書

熊本県営住宅管理規則第15条第2項の規定により、次のとおり通知します。

熊本県営住宅管理規則第8条第2項の規定により認定された収入は下記のとおりでしたので、公営住宅法第29条第1項に規定する高額所得者に該当します。

高額所得者には、明渡義務が生じることから、当該住宅を明け渡していただく必要があります。

なお、熊本県営住宅条例第22条第1項の規定により明渡しを請求する期限までのあなたの家賃は、下記のとおりとなります。

記

1 収入の認定

収入認定額(月額)		円
-----------	--	---

2 家賃(月額) 円 ( 年 4 月 から明渡期限まで)

3 意見の申出について

この認定について意見のある場合は、この通知が到達した日の翌日から起算して60日以内に所定の様式により意見を申し出ることができます。

また、この認定の後、入居者又は同居者の失業、退職、出生等により収入が変動したときは、所定の様式によりその旨を申し出ることができます。

別記第 2 3 号様式を次のように改める。

別記第23号様式(第17条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写真</p> </div>	第 号
	年 月 日交付
	職名
	氏名
	年 月 日生
<p>県営住宅検査員証</p>	
<p>熊本県知事 印</p>	

(裏)

公営住宅法(抜粋)

(収入状況の報告の請求等)

第34条 事業主体の長は、第16条第1項若しくは第28条第2項の規定による家賃の決定、第16条第4項（第28条第3項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第18条第2項の規定による敷金の減免、第19条（第28条第3項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条第1項の規定によるあつせん等又は第40条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

熊本県営住宅条例(抜粋)

(住宅の検査)

第26条 入居者は、当該県営住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに知事に届け出て、知事の指定する者の検査を受けなければならない。

(立入検査)

第43条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、知事の指定した者に県営住宅の検査をさせ又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

縦6センチメートル  
横9センチメートル

別記第25号様式から別記第27号様式までを次のように改める。

別記第25号様式(第19条関係)

会 計 名

歳入歳出外現金

敷 金 払 戻 請 求 書

	拾	万	千	百	拾	円

熊本県知事 様

上記の金額を請求します。

年 月 日

住 宅 名 (移転元)	団地 棟 号				
移転先住所	〒 ー				
フリガナ				電話 番号	自宅
氏 名	印				携帯

支払命令者 熊本県知事

団 地 名	住 宅 番 号	敷 金 払 戻 内 訳			退 去 日
		敷金額	未納家賃	払戻額	
		円	円	円	年 月 日

支 払 方 法	口 座 振替払	振 込 先	金 融 機 関 名	本支店	口座番号	フリガナ 口座名義人氏名
			県が指定する最寄りの金融機関に送金します。			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職 氏名

別記第26号様式(第21条関係)

駐 車 場 使 用 許 可 申 請 書

区画番号

年 月 日

熊本県知事 様

住所
申請者 住宅名 ( 団地 棟 号 )
(フリガナ) 氏 名 印
電話番号 ( ) ー

次のとおり駐車場の使用許可を受けたいので、熊本県営住宅条例第34条の規定により、申請します。

なお、この申請書に虚偽があるときは、この申請を無効とされても異議を申しません。

Table with 4 main rows: 1. 駐車する自動車(フリガナ)の氏名, (フリガナ), 入居者との続柄. 2. 駐車する自動車, 製造者名・車名, 自動車登録番号又は車両番号. 3. 使用開始希望日, 年 月 日~. 4. 備考. 5. 指定管理者等確認欄.

- 備考 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 駐車する自動車の自動車検査証の写しを添付してください。
3 新たに自動車を取得する場合で、申請時に自動車検査証の写しが添付できないときは、その取得を証明する書類の写しを添付し、後日、自動車検査証の写しを提出してください。
4 公営住宅法第27条第3項の規定により承認を受けた営業を行うために駐車場を使用する場合は、2及び3の書類の添付は、不要です。

別記第27号様式(第22条関係)

駐 車 場 使 用 変 更 届

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
 届出者 住宅名 団地 棟 号  
 氏名  
 電話番号 ( ) ー

次のとおり駐車場の使用許可の申請事項を変更したいので、熊本県営住宅条例第38条の規定により届け出ます。

1 使用する区画の変更

駐 車 する 区 画	変更前の駐車区画	
	変更後の駐車区画	
変 更 理 由		

2 使用する自動車の変更

駐 車 する 自 動 車	製造者名・車名	・	区画番号
	自動車登録番号 又は車両番号		
変 更 理 由			

指定管理者 等確認欄	
---------------	--

- 備考 1 使用する自動車の変更の場合、自動車検査証の写しを添付してください。  
 2 不必要な部分には斜線を引いて提出してください。

別記第30号様式を次のように改める。

別記第30号様式(第24条関係)

保 証 金 払 戻 請 求 書																														
	拾	万	千	百	拾	円																								
<p>会 計 名 歳入歳出外現金</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 宅 名</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">団 地 棟 号</td> </tr> <tr> <td>住 所 (移転先)</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">〒 ー</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">電話 番号</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td>携帯</td> </tr> </table>							住 宅 名	団 地 棟 号					住 所 (移転先)	〒 ー					フリガナ				電話 番号	自宅	氏 名	印				携帯
住 宅 名	団 地 棟 号																													
住 所 (移転先)	〒 ー																													
フリガナ				電話 番号	自宅																									
氏 名	印				携帯																									
支払命令者 熊本県知事																														
団地名	区画 番号	保 証 金 払 戻 内 訳			明 渡 日																									
		保証金額	未納使用料	払 戻 額																										
		円	円	円	年 月 日																									
支 払 方 法	口座 振替払	振 込 先	金融機関名	本支店	口座番号	フリガナ 口座名義人氏名																								
	送金払	県が指定する最寄りの金融機関に送金します。																												
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏名</p>																														

附 則  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**告 示**

**熊本県告示第371号**

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程  
熊本県防災行政無線管理規程（昭和53年熊本県告示第1038号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第1中熊本県菊池（七城総合支所）防災行政連絡所の項、熊本県菊池（旭志総合支  
所）防災行政連絡所の項、熊本県菊池（泗水総合支所）防災行政連絡所の項、熊本県宇城  
（三角支所）防災行政連絡所の項、熊本県宇城（不知火支所）防災行政連絡所の項、熊本  
県宇城（小川支所）防災行政連絡所の項、熊本県宇城（豊野支所）防災行政連絡所の項、  
熊本県天草（御所浦支所）防災行政連絡所の項、熊本県城南防災行政連絡所の項及び熊本  
県植木防災行政連絡所の項を削る。

別表第2の4 端末局(1) 県出先機関の表中地球局LASCOM熊本県熊本スーパーバー  
ド可搬地球V25の項、地球局LASCOM熊本県熊本スーパーバード可搬地球V125  
の項、地球局LASCOM熊本県熊本スーパーバード可搬地球V9の項、地球局LASCO  
M熊本県熊本スーパーバード可搬地球V31の項、地球局LASCOM熊本県熊本スー  
パーバード可搬地球V109の項、地球局LASCOM熊本県熊本スーパーバード可搬地  
球V126の項及び地球局LASCOM熊本県熊本スーパーバード可搬地球V116の項  
を削る。

別表第2の4 端末局(2) 連絡所アの表中地球局LASCOM熊本県熊本スーパーバード  
可搬地球V71の項、地球局LASCOM熊本県熊本スーパーバード可搬地球V68の項、  
地球局LASCOM熊本県熊本スーパーバード可搬地球V115の項及び地球局LASCO  
M熊本県熊本スーパーバード可搬地球V86の項を削り、同表中地球局LASCOM熊  
本県熊本スーパーバード可搬地球V110の項中「宇土市自治振興課長」を「宇土市環境  
交通防災課長」に改め、同表中地球局LASCOM熊本県熊本スーパーバード可搬地球V  
103の項、地球局LASCOM熊本県熊本スーパーバード可搬地球V96の項、地球局  
LASCOM熊本県熊本スーパーバード可搬地球V108の項、地球局LASCOM熊本  
県熊本スーパーバード可搬地球V82の項、地球局LASCOM熊本県熊本スー  
パーバード可搬地球V66の項及び同表中地球局LASCOM熊本県熊本スー  
パーバード可搬地球V102の項を削る。

別表第2の5 移動局の表陸上移動局防災一の宮8の項を削る。  
別表第2の6 水防テレメーター局の表固定局天門橋風速の項の次に次のように加える。

固定局	健軍川水位	熊本市錦ヶ丘1 錦ヶ丘公園	河川課長
固定局	藻器堀川水 位	熊本市水前寺公園747-1 水前寺江津 湖公園	河川課長

別表第2の6 水防テレメーター局の表固定局浜戸川水位の項中「下益城郡城南町敷田浜  
戸川右岸」を「熊本市城南町敷田 浜戸川右岸」に改める。

別表第2の6 水防テレメーター局の表固定局浦川水位の項の次に次のように加える。

固定局	和仁川水位	玉名郡和水町太田黒字古河1252-3	河川課長
-----	-------	--------------------	------

別表第2の6 水防テレメーター局の表固定局湯浦川水位の項の次に次のように加える。

固定局	万江川水位	人吉市井ノ口町地内	河川課長
固定局	胸川水位	人吉市西間上町 西間児童公園	河川課長

附 則  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県告示第372号**

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に  
係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成22年3月31日から  
施行する。

平成22年3月31日



熊本県知事 蒲 島 郁 夫

3項の表3の6の項を3の7とし、3の5の項を3の6とし、3の4の項の次に次のように加える。

3の5	国道208号（玉名バイパス）	第三種禁止地域	市道大倉吉丸線との交点（玉名市寺田地内）	県道玉名停車場立願寺線との交点（玉名市立願寺地内）	路端から100メートル以内	玉名市
-----	----------------	---------	----------------------	---------------------------	---------------	-----

3項の表23の3の項及び23の4の項中「田浦インターチェンジ（芦北町大字田浦地内）」を「芦北インターチェンジ（芦北町大字花岡地内）」に改める。

3項の表24の13の項及び24の14の項中「新八代駅」を「福岡県との境界」に改める。

3項の表に次のように加える。

24の15	九州新幹線（都市計画区域内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区間）	第四種禁止地域	福岡県との境界	鹿児島県との境界	鉄道敷から200メートル以内	
-------	---	---------	---------	----------	----------------	--

5項第3号中「第三種禁止地域」を「第三種禁止地域又は第四種禁止地域」に改める。

**熊本県告示第372号の2**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務を次の規約により受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県と熊本市との間の児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の委託に関する規約

（児童の一時保護に関する事務の委託）

第1条 熊本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4の児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務を熊本県に委託する。

（経費の負担等）

第2条 熊本県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、熊本市が負担する。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、熊本県と熊本市とが協議して定める。この場合において、熊本県は、あらかじめ、当該経費の見積りに関する書類を熊本市に送付するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、熊本県と熊本市とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県告示第372号の3**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により児童自立支援施設において行う児童の自立支援に関する事務を次の規約により受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県と熊本市との間の児童自立支援施設において行う児童の自立支援に関する事務の委託に関する規約

（児童の自立支援に関する事務の委託）

第1条 熊本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条の規定により児童自立支援施設において行う児童の自立支援に関する事務を熊本県に委託する。

（経費の負担等）

第2条 熊本県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、熊本市が負担する。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、熊本県と熊本市とが協議して定める。この場合において、熊本県は、あらかじめ、当該経費の見積りに関する書類を熊本市に送付するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、熊本県と熊本市とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第7号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各出地 方 出納先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
人 事 査 委 員 会 事 務 局
監 勤 委 員 会 事 務 局
警 働 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和60年熊本県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記第23号様式を次のように改める。

別記第23号様式

重 要 備 品 台 帳

年 月 日作成

Table with 4 columns: 品名, 取得金額, 取得年月日, 取得区分, 取得先, 備品番号, 耐用年数, 国庫補助の有無

Table with 2 columns: 所属名称, 主たる配置場所, 品質規格, メーカー名, 製品名, 型式, 用途, 特記事項

【自動車に関する内容】

Table with 2 columns: 種別, 登録番号, 初年度登録日, 車台番号

【貸付状況】

貸付開始日		貸付終了日		貸付価格		円
貸付先						

写 真 欄	年 月 日撮影

備 考	
-----	--

- 附 則  
 (施行期日)  
 1 この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 改正後の別記第 23 号様式の規定は、この訓令の施行の日以後に取得した重要備品に係る重要備品台帳について適用する。  
 3 改正前の別記第 23 号様式の規定による重要備品台帳は、改正後の別記第 23 号様式の規定による重要備品台帳とみなす。

熊本県訓令第 8 号  
 熊本県公営企業管理規程第 8 号  
 熊本県教育委員会訓令第 11 号  
 熊本県警察本部訓令第 8 号

本 庁 各 部 ( 局 ) 課 ( 総 室 ・ 室 ・ セ ン タ ー )  
 各 地 方 出 先 機 関  
 企 業 育 成 課  
 警 察 本 部  
 関 局 庁 部

熊本県災害情報連絡本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成 22 年 3 月 31 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫  
 熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 古 庄 文 子  
 熊 本 県 警 察 本 部 長 中 尾 克 彦

熊本県災害情報連絡本部規程の一部を改正する訓令  
 熊本県災害情報連絡本部規程 (平成 10 年熊本県訓令第 23 号、平成 10 年熊本県公営企業管理規程第 6 号、平成 10 年熊本県教育委員会訓令第 4 号、平成 10 年熊本県警察本部訓令甲第 5 号) の一部を次のように改正する。  
 第 2 条第 1 項第 3 号中「福岡管区气象台」を「気象庁本庁」に改め、同項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。  
 第 4 条第 4 項中「総合政策局」を「知事公室」に改め、同項第 7 号中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。  
 第 6 条中「防災消防課」を「危機管理・防災消防総室」に改める。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令  
熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
第29条中「法第53条第24項」を「法第53条第19項」に、「必要な」を「必要  
に応じ所要の」に改める。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

登載依頼

熊本県災害対策本部訓令第1号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 育 成 課  
教 育 課  
警 察 本 部  
熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県災害対策本部長 蒲 島 郁 夫  
熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令  
熊本県災害対策本部規程（昭和38年熊本県災害対策本部訓令第1号）の一部を次のよ  
うに改正する。  
第4条第1項中「総合政策局長」を「知事公室長」に改める。  
第12条第1項中「地域振興対策部」を「企画振興対策部」に、同条第2項中「総合政  
策局」を「知事公室」に改める。  
第16条中「規定」を「規程」に改める。  
別表所管区域の欄中「及び鹿本郡」を削る。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第6号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関  
各 県 立 学 校  
熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子  
熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県教職員住宅管理規程（昭和40年熊本県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次の  
ように改正する。  
第5条第2項中「福利厚生課長」を「教育政策課福利厚生室長」に改める。  
別表（第4条、第6条関係）「単独住宅」の部「熊本県立天草青年の家職員住宅」の款  
を削る。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第7号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関  
各 県 立 学 校  
熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子  
熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成11年熊本県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「福利厚生課長」を「教育政策課福利厚生室長」に改める。

第21条中「福利厚生課」を「教育政策課福利厚生室」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

#### 熊本県公営企業管理規程第5号

熊本県企業局文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局文書規程の一部を改正する規程

熊本県企業局文書規程（昭和29年電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第5号中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

第2条第1項第1号中「私学文書課」を「県政情報文書課」に改める。

第12条中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

#### 熊本県病院局管理規程第1号

熊本県病院局文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県病院事業管理者 若 本 隆 治

熊本県病院局文書規程の一部を改正する規程

熊本県病院局文書規程（平成20年熊本県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

第8条第1項第1号中「私学文書課」を「県政情報文書課」に改める。

第27条中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 熊本県議会訓令第1号

議会事務局

熊本県議会事務局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県議会議長 小杉 直

熊本県議会事務局文書規程の一部を改正する訓令

熊本県議会事務局文書規程（平成13年議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第32条第1項第1号中「私学文書課」を「県政情報文書課」に改める。

第27条第1項及び同条第4項中「甲」を「議長決裁」に改め、「乙」を「事務局長決裁」に改める。

第28条第1項及び同条第4項中「丙」を「課長決裁」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

#### 熊本県議会訓令第2号

議会事務局

熊本県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県議会議長 小杉 直

熊本県議会公印規程の一部を改正する訓令

熊本県議会公印規程（昭和47年議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「昭和」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。